

第4節

沖縄に所在する在日米軍施設・区域

沖縄は、先の大戦で、住民を巻き込んだ地上戦が行われた地であり、本土と異なり、米軍が単独で占領した。その後、朝鮮戦争の勃発^{ほっぱつ}などの東アジア情勢にかんがみ、1950年代を中心に、米軍により土地が接収^{せつしゅう}され、基地が整備された。このような歴史的経緯により、駐留の基盤となる基地、練度や即応性の維持・向上に必要な演習場や後方支援施設などが県内に所在している。

沖縄は、東アジアの各地域に対して、米本土やハワイ、グアム島からよりも距離的に近い^{ちか}ため、この地域内で緊急な展開を必要とする場合に、迅速な対応が可能である。また、わが国の周辺諸国との間に一定の距離があるという地理上の利点を有しており、これらが、緊急事態への一次的な対処を担当する海兵隊をはじめとする米軍が沖縄に駐留する主な理由として考えられる。

一方、沖縄県に在日米軍施設・区域が集中し、県民生活に多大の影響が出ているのも事実であり、その整理・統合・縮小をはじめとする沖縄に関連する諸課題については、内閣の最重要課題の一つとして政府を挙げて取り組んできている。防衛庁も、従来から、日米安保条約の目的達成と地元の要望との調和を図りつつ、問題解決のため様々な施策を行い、鋭意努力してきている。

中でも、日米両国政府がまとめた「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO)最終報告の内容を着実に実現することが、沖縄県の負担軽減のためには最も確実な道であると考えており、引き続き、その的確かつ迅速な実現に向けて努力を続けている。

本節では、沖縄に所在する在日米軍施設・区域に関する政府の取組について説明する。

1 SACO設置以前における整理・統合・縮小への取組

1972(昭和47)年、沖縄の復帰に伴い、政府は、日米安保条約に基づき、83施設、約278km²を在日米軍施設・区域(専用施設)として提供した。一方、沖縄県に在日米軍施設・区域が集中し、地域の振興開発や計画的発展の制約が生ずるとともに、県民生活に多大の影響が出ているとして、その整理・縮小が強く要望されてきた。

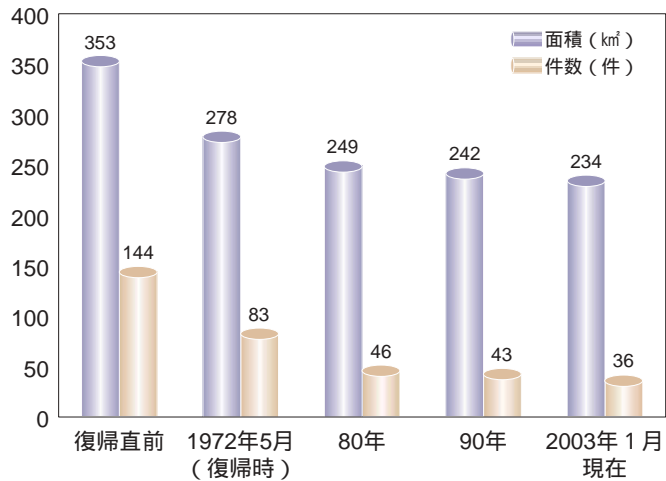
このような状況を踏まえ、日米両国は、地元の要望の強い事案を中心に、整理・統合・縮小の努力を継続的に行ってきた。72(同47)年の佐藤・ニクソン共同発表における確認事項¹⁾を踏まえ、73(同48)年、74(同49)年、76(同51)年の日米安全保障協議委員会(SCC)において、沖縄県における在日米軍施設・区域の整理統合計画が了承された。また、90(平成2)年、いわゆる23事案については、返還に向けて必要な調整・手続を進めることにつき、日米合同委員会で合意した。一方、県民の強い要望である、いわゆる沖縄3事案²⁾についても、95(同7)年の日米首脳会談での意見の一致により、解決に向けて努力することになった。

以上のような取組の結果、沖縄復帰時に83施設、約278km²であった在日米軍施設・区域(専用施設)は、本年1月現在、36施設、約234km²となっている。しかしながら、依然、面積にして在日米軍施設・区域(専用施設)の約75%が沖縄県に集中し、県面積の約10%、沖縄本島の約18%を占めている状況となっている。

1)「在沖米軍施設・区域、特に人口密集地域及び産業開発と密接な関係にある地域に所在するものが、復帰後できる限り整理縮小されることが必要である」(佐藤総理)こと。「双方に受諾し得る施設・区域の調整を日米安保条約の目的に沿いつつ復帰後行うにあたって、これらの要素は十分に考慮する。」(ニクソン大統領)こと。

2)那覇港湾施設の返還、読谷補助飛行場の返還と県道104号線越え実弾射撃訓練の移転。

沖縄在日米軍施設・区域(専用施設)の件数及び面積の推移



2 SACO設置以降の在日米軍施設・区域にかかわる問題解決への取組

SACO設置などの経緯

1995(平成7)年に起きた不幸な事件¹⁾や、これに続く沖縄県知事の駐留軍用地特措法に基づく署名・押印の拒否などを契機として、全国的にも沖縄に関する諸問題に対する世論の関心が高まった。

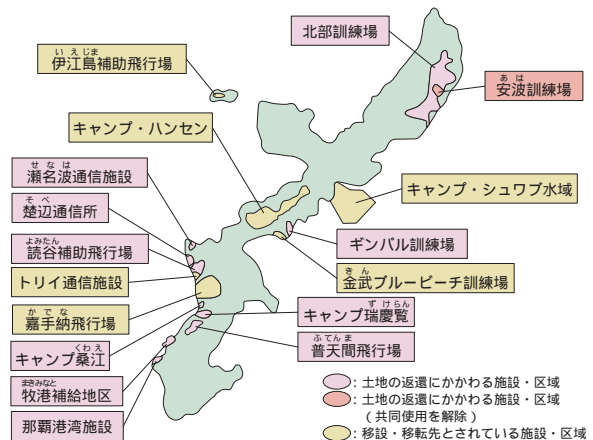
政府は、沖縄県民の負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考えの下、沖縄県の将来発展のため、在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払うとともに、振興策についても全力で取り組むこととした。そして、沖縄県に所在する米軍施設・区域にかかわる諸課題を協議する目的で、同年、国と沖縄県との間に「沖縄米軍基地問題協議会」を、また、日米間にSACOを設置した。²⁾

その後、約1年をかけて集中的な検討が行われ、96(同8)年、いわゆるSACO最終報告³⁾が取りまとめられた。

SACO最終報告の概要

SACO最終報告の内容は、土地の返還(普天間飛行場など計6施設の全部返還、北部訓練場など5施設の一部返還)、訓練や運用の方法の調整(県道104号線越え実弾射撃訓練の本土演習場での分散実施など)、騒音軽減、地位協定の運用改善である。SACO最終報告が実施されることにより返還される土地は、沖縄県に所在する在日米軍施設・区域の面積の約21%(約50km²)に相当し、復帰時から

SACO最終報告関連施設・区域



¹⁾ 1995(平成7)年9月4日の事件 (防衛年表(p378)参照)

²⁾ その他、在日米軍施設・区域にかかわる問題解決への取組

「沖縄問題についての内閣総理大臣談話」(96(同8)年間議決定)に基づき、国と沖縄県の協議母体として、内閣官房長官が主宰する「沖縄政策協議会」が設置され、沖縄に関連する基本政策を協議。

沖縄米軍基地所在市町村の今後のあり方を展望していくため、96(同8)年、内閣官房長官の懇談会として「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会」が開催され、政府は、同懇談会からの提言を受け、さらに有識者からの助言を踏まえ、各種事業を実施。

³⁾ 資料50(p360)参照。

SACO最終報告までの間の返還面積約43km²を上回るものとなる。

政府は、96（同8）年、SACO最終報告について、法制面や経費面を含め、適切な措置を講ずることを閣議決定した。防衛庁は、閣議決定の趣旨を踏まえ、関係省庁とも協力しつつ、引き続き米側と緊密に協議し、その解決に取り組んできた。

SACO最終報告の進捗状況

SACO最終報告の実施に取り組んできた結果、土地の返還については、安波訓練場、キャンプ桑江の一部（北側：約38ha）の返還が実現したほか、普天間飛行場の返還など8事案について地元の理解が得られ、その一部について移設工事を行っているなど、11事案のうち9事案が着実に進捗している。また、土地の返還以外の案件についても、そのほとんどが実現している。

防衛庁は、今後とも沖縄県知事などの考えを十分に聞き、地元の理解と協力を得ながら、SACO最終報告の実現に向け、最大限の努力を払っていくこととしている。

（1）普天間飛行場の返還

普天間飛行場は、市街地にあり危険であるとの沖縄県民の強い返還要請を出発点として、日米間で首脳レベルによる交渉を行った結果、県内に施設を移設し返還することを合意した。沖縄県知事は、代替施設の候補地の検討を続けてきた結果、99（同11）年、移設候補地を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」に決定した旨を表明し、名護市に理解と協力を要請した。これを受け、同年、名護市長が受入れを表明した。

こうした中、沖縄県と地元からは、住民生活や自然環境への特別の配慮、代替施設の使用期限の設定、移設先と周辺地域の振興、沖縄県北部地域の振興と駐留軍用地跡地の利用促進などの要請が寄せられている。

政府は、こうした経緯や要請を踏まえ、同年、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」を閣議決定し、今後の取組方針を明らかにした。

この閣議決定に基づき、代替施設については、規模、工法、具体的建設場所など基本計画策定に必要な事項について、政府、沖縄県、地元地方公共団体との間で協議を行う「代替施設協議会」が00（同12）年設置され、基本計画の策定に向けて鋭意協議が進められた。その結果、昨年7月、「普天間飛行場代替施設の基本計画」が策定された。

また、代替施設について、地域の住民生活と自然環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限の努力を行いつつ、その円滑な建設を推進することを目的として、政府、沖縄県、地元地方公共団体との間で協議を行う「代替施設建設協議会」が、本年1月設置された。防衛庁は、普天間飛行場の移設・返還の早期実現に向け、「代替施設建設協議会」での議論も踏まえながら、環境影響評価をはじめとする所要の手续などを進め、代替施設の基本計画の着実な実施に取り組んでいく考えである。

さらに、政府は、沖縄県や地元地方公共団体との間で「移設先及び周辺地域振興協議会」、「北部振興協議会」や「跡地対策協議会」を設置し、地域振興や跡地利用などについて、協議を行っている。

）資料51（p363）参照。

普天間飛行場代替施設の基本計画

普天間飛行場代替施設の基本計画について

平成14年7月29日

「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平成11年12月28日閣議決定)に基づき、普天間飛行場代替施設の基本計画を次のとおり定める。

- 1 規模
 - (1) 滑走路
 - ア 普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という。)の滑走路の数は、1本とする。
 - イ 滑走路の方向は、おおむね真方位N55 Eとする。
 - ウ 滑走路の長さは、2,000メートルとする。
 - (2) 面積及び形状
 - ア 代替施設本体の面積は、最大184ヘクタールとする。
 - イ 代替施設本体の形状は、おおむね長方形とする。長さ約2,500メートル、幅約730メートルとする。
- 2 工法
 代替施設の建設は、埋立工法で行うものとする。
- 3 具体的建設場所
 代替施設の具体的建設場所は、辺野古集落の中心(辺野古交番)から滑走路中心線までの最短距離が約2.2キロメートル、平島から代替施設本体までの最短距離が約0.6キロメートルの位置とする。(別図：略)
 なお、同位置については、海底地形調査に基づく設計上の考慮や環境影響評価等を踏まえ、最終的に確定する。
- 4 環境対策
 代替施設の建設に当たっては、環境影響評価を実施するとともに、その影響を最小限に止めるための適切な対策を講じる。

(2) 那覇港湾施設の返還

那覇港湾施設の移設・返還について、移設予定地とされた浦添市では、01(同13)年11月、市長が移設受入れを表明した。これを受け、政府と地元地方公共団体との間に、「那覇港湾施設移設に関する協議会」(移設協議会)などを設置し、同港湾施設の移設・返還を円滑に推進するための協議を進めているところである。

なお、同港湾施設の移設予定地である那覇港浦添埠頭地区を含む那覇港港湾計画の改訂が予定されていたことから、その作業との整合性を図るため、本年1月の第4回移設協議会において、防衛庁は、米側との調整状況を踏まえた代替施設の位置、形状案を説明した。これを受け、改訂港湾計画については、沖縄県などにおいて、代替施設を参考記載した上で、その存在を前提とした取りまとめが行われ、本年3月、改訂されたところである。

防衛庁は、今後とも、同協議会などの場で、地元の意見を十分に聞きながら、移設・返還の実現に向けて取り組んでいくこととしている。

(3) 北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設

北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設について、関係する^{くにがみ}国頭村と^{ひがし}東村の理解が得られ、7か所のヘリコプター着陸帯の移設などの後、北部訓練場の過半を返還することを、99(同11)年の日米合同委員会で合意した。

防衛庁は、沖縄本島北部の自然環境の保全に十分配慮するとの観点から、平成10年度から平成11年度にかけて、ヘリコプター着陸帯の移設候補地とその周辺などで環境調査を行った。その結果、この調査区域に、特記すべき種^くが多数確認されたことから、より自然環境に与える影響が少ない移設先候補地の有無などを調査するため、環境調査を継続する必要があると判断し、昨年11月から新たな調査区域などで継続環境調査を実施している。

ヘリコプター着陸帯の移設にあたっては、自然環境に与える影響を最小限にとどめるため、今後とも、環境省、沖縄県など関係機関との調整を図りつつ、適切に対応していくこととしている。

く) 国又は沖縄県指定の天然記念物と「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物」(00(同12)年環境庁)又は「沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物」(96(同8)年沖縄県)などに記載されている種。

(4) 県道104号線越え実弾射撃訓練の本土移転

沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施は、本土5演習場において、関係地方公共団体などの理解と協力を得て、平成9年度から行われている。今後も防衛庁は、実弾射撃訓練が円滑にできるよう努力していくこととしている。



本土（矢白別演習場）にて実弾射撃訓練を行う
在日米軍（北海道矢白別）

在日米軍跡地の利用促進などへの取組

在日米軍跡地について、防衛庁は、従前より、沖縄県の均衡ある発展や住民の生活の安定、福祉の向上に資するため、駐留軍用地返還特措法¹⁾に基づき、給付金の支給などを行ってきた。また、昨年3月に成立した沖縄振興特別措置法により、大規模跡地給付金と特定跡地給付金をそれぞれ支給する制度が創設²⁾された。

一方、普天間飛行場の返還跡地については、原状回復措置と大規模跡地給付金の支給などの取組方針が取りまとめられたところであり、政府は、今後、この方針に基づき、県や市と連携・協力して、跡地利用の促進と円滑化などに取り組んでいくこととしている。

¹⁾ 本年度は、7月に王城寺原、9月に矢白別、11月中旬から12月中旬に北富士、来年2月に日出生台の各演習場で訓練が行われる予定である。

²⁾ 正式名称は、「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」。

³⁾ 大規模跡地の円滑な利用を促進し、市街地の計画的な開発整備に伴う所有者などの負担の軽減、及び特定跡地の円滑な利用を促進し、原状回復に相当の期間を要することに伴う所有者などの負担の軽減を図ることを目的とする。

SACO最終報告の進捗状況

1 土地の返還

施設名など	進 捗 状 況
普天間飛行場	<ul style="list-style-type: none"> ・1999（平成11）年12月、移設に係る政府方針について閣議決定。 ・00（同12）年8月、「代替施設協議会」を設置。 ・昨年7月、第9回「代替施設協議会」で基本計画（案）を決定し、同日、政府において基本計画を決定。 ・本年1月、「代替施設建設協議会」を設置。
北部訓練場	<ul style="list-style-type: none"> ・99（同11）年4月、ヘリコプター着陸帯7か所を移設などの後、返還することで日米合同委員会合意。 ・01（同13）年1月、環境調査の概要などを公表。 ・昨年6月、継続環境調査の実施区域などを発表。 ・現在、継続環境調査実施中（昨年9月～）。
安波訓練場	<ul style="list-style-type: none"> ・98（同10）年12月、全部返還済み。
ギンバル訓練場	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き調整中。
楚辺通信所	<ul style="list-style-type: none"> ・99（同11）年4月、アンテナ施設などのキャンプ・ハンセンへの移設後、返還することで日米合同委員会合意。 ・現在、移設工事实施中（01（同13）年9月～）。
読谷補助飛行場	<ul style="list-style-type: none"> ・99（同11）年10月、パラシュート降下訓練の移転について日米合同委員会合意。 ・昨年10月、楚辺通信所の移設完了後、返還することで日米合同委員会合意。
キャンプ桑江	<ul style="list-style-type: none"> ・99（同11）年3月、北谷町は、学校施設などの移設について了承。 ・00（同12）年7月、宜野湾市は、海軍病院の移設について了承。 ・昨年7月、青少年センター提供。 ・本年3月、北側部分（約38ha）返還。 ・現在、海軍病院の移設に向け調整中。
瀬名波通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年3月、アンテナ施設などのトリイ通信施設への移設後、大部分返還することで日米合同委員会合意。
牧港補給地区	<ul style="list-style-type: none"> ・国道58号線拡幅について、関係機関と引き続き調整中。
那覇港湾施設	<ul style="list-style-type: none"> ・01（同13）年11月、浦添市は、移設について了承。 ・同年11月、「那覇港湾施設移設に関する協議会」など3協議会を設置。 ・本年1月、第4回「那覇港湾施設移設に関する協議会」で代替施設の位置・形状案を確認。
住宅統合	<ul style="list-style-type: none"> ・99（同11）年4月、第一段階（キャンプ瑞慶覧ゴルフレンジ地区における住宅などの整備）の措置について日米合同委員会合意。 ・昨年2月、第二段階（サダ地区における住宅等の整備）の措置について日米合同委員会合意。 ・昨年7月、第一段階（ゴルフレンジ地区）の高層住宅2棟提供（一部付帯施設は工事中）。 ・現在、第二段階の建物工事实施中（本年1月～）。

2 訓練及び運用の方法の調整

事 項	進 捗 状 況
県道104号線越え実弾射撃訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年度に本土の5演習場に移転済み。
パラシュート降下訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・00（同12）年7月以降、伊江島補助飛行場において移転訓練を実施。

3 騒音軽減措置の実施

事 項	進 捗 状 況
KC-130航空機の岩国飛行場への移駐	<ul style="list-style-type: none"> ・97（同9）年2月、山口県、岩国市及び由宇町は移駐受入容認。
嘉手納飛行場の海軍駐機場の移転	<ul style="list-style-type: none"> ・普天間飛行場の返還に必要な追加的施設の整備スケジュールを踏まえて、調整する予定。
嘉手納飛行場における遮音壁の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・00（同12）年7月、提供済み。